

加賀田中学校いじめ防止基本方針

I. いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止活動は教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められている。

① いじめとは（定義の理解）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（インターネットを通じて行われるものも含む）」とする。なお、おこった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

② いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめは様々な特質があるが、以下の1～8は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

1. いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
2. いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
3. いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
4. いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
5. いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
6. いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
7. いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりを持っている。
8. いじめは学校、家庭、地域社会などのすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
9. 児童、生徒へ「障がいのある仲間」に対する理解と人権意識の向上に努める。

II. 早期発見

① いじめに気づく力を高める。

・生徒の立場に立つ

一人一人を人格ある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行われなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立って生徒を守ると

いう姿勢が大切である。

- ・生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を必要とする生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

② いじめ発見のきっかけ

・いじめの発見は、学級担任、担任以外の教職員、アンケート調査、本人からの訴え、本人の保護者からの訴え、他の児童生徒からの情報があげられるが、中学校の場合は、本人の保護者からの訴えが一番多く、本人からと学級担任が次に多い結果となっている。その結果から教職員の情報共有が大切であり、本人から訴えがあった時の対応が重要になってくる。

③ いじめの態様

・いじめの態様について、その行為が「犯罪行為として扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応を取ることが重要である。

④ いじめが見えにくいのは

- いじめは大人の見えないところで行われている
- いじめられている本人からの訴えが少ない
- ネット上のいじめは最も見えにくい

⑤ 早期発見のための手立て

～生徒がいるところには教職員がいる～

- ・休み時間や昼休み、放課後等に生徒の様子に目を配る。(いじめ発見に効果)
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる。(いつでも相談できること)

～集団を見る視点が必要～

- ・グループを結成し始めるころからいじめが発生しやすくなることに留意する。
- ・学級内にどのようなグループがあり、そのグループの人間関係がどうであるかを把握する必要がある。
- ・気になる言動が見られた場合は指導し関係修復にあたる。

～気軽に相談できる雰囲気づくり～

- ・教職員が声かけをし、生徒から気軽に相談できる環境を作ることが重要である。(生徒との信頼関係づくり)
- ・定期的な教育相談週間を設ける。
- ・相談体制の整備が必要。
- ・生徒の相談窓口の開設。

～アンケートは、実施時の配慮が重要～

- ・実態に応じて随時実施する。(学期途中で1回以上実施する。)
- ・実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等状況に応じて配慮して実施する。
- ・アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識が必要。

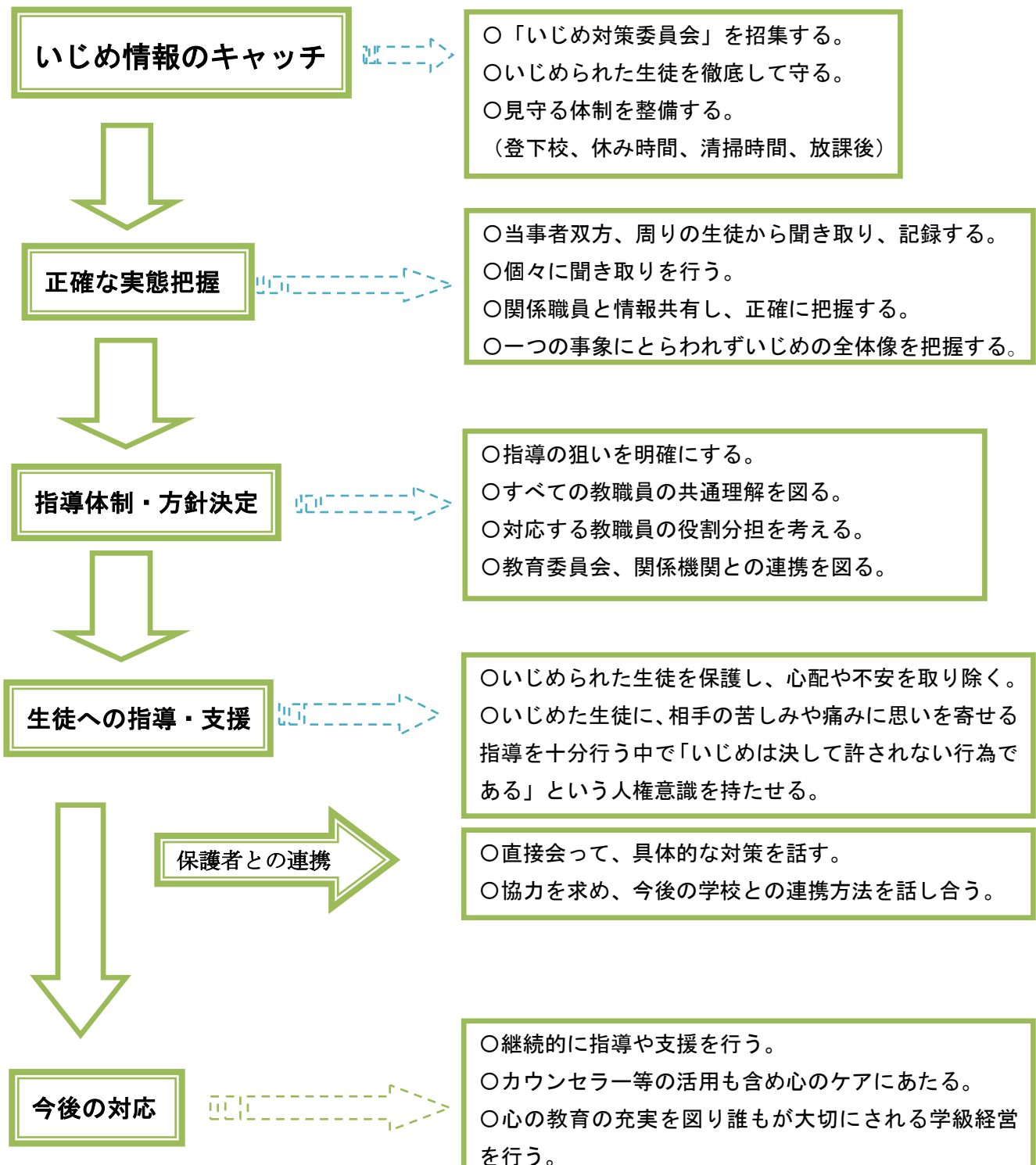
⑥ 相談しやすい環境づくりをするために

生徒たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気のいることで、いじめている側から「チクった」と言われいじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応がまずいことによって教職員への不信感を生み、その後情報が入らなくなりいじめが潜在化することが考えられる。

Ⅲ. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発防止のため日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

いじめ対応の基本的な流れ



IV. ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、利用禁止の意図、また生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者との連携した取り組みを行う必要がある。早期発見にはメールを見た時の表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など被害を受けている子どもが出すサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応することが必要である。

未然防止の観点から

○生徒たちのパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは、家庭である。フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について各家庭で話し合ってもらえるよう、啓発を行う。

○インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口のなっている」等の認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識を持つこと。

○「ネット上のいじめは」他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

早期発見の観点から

○家庭ではメールを見た時の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば問いかけたり、即座に学校へ相談するよう、保護者に協力を仰ぐ。

① ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

② 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは、限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し双方で指導を行うことが重要である。

早期発見・早期対応のためには

《関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応》

○学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察や専門機関との連携が必要になる。

指導のポイント

1. 匿名で書き込みができるが書き込みを行った個人は必ず特定されること。
2. 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
3. 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。

V. 組織対応につて

①いじめ問題に取り組む体制の整備について

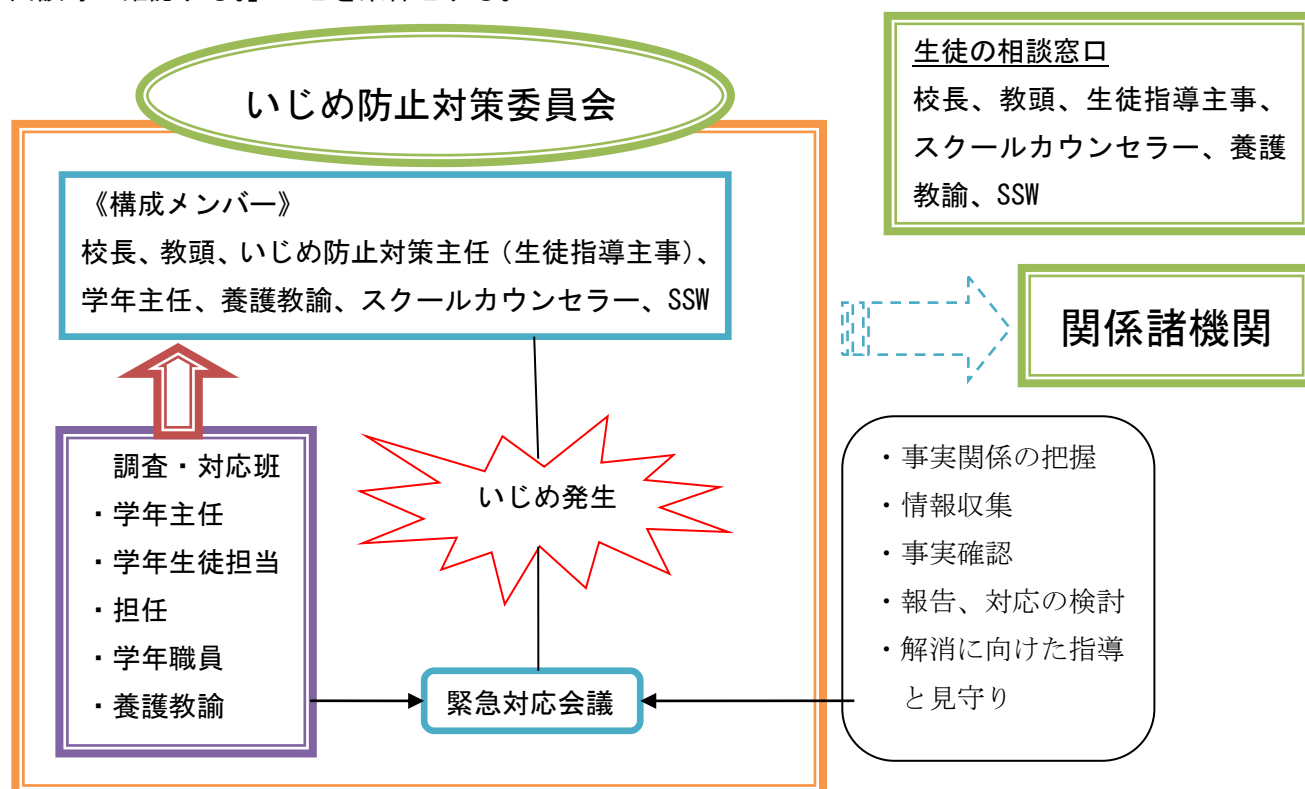
いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見、早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的な」取り組みをあらゆる教育活動において展開することが求められている。本校では、いじめ問題に特化した「いじめ不登校対策委員会」を設置し、そのチームを中心に、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開することが大切である。

②いじめ防止対策委員会の設置について

- 構成メンバーは、学校長、教頭、いじめ対策主任（生徒指導主事）、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、SSWなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは、実態等に応じて柔軟に対応する。
- いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明記しておくことが大切である。
- 対策会議については、学期に1回、定例化する。
- いじめの発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて対応する。
- いじめ防止対策委員会での内容や事案についての対応は、職員会議や職員朝礼において周知徹底する。
- いじめにおける相談・通報窓口はいじめ防止対策主任を中心として複数の職員の配置とする。

③いじめ解消の確認について

- いじめの解消は、継続した見守り活動により、「加害行為がやんでいる状態が少なくとも3か月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと」を条件とする。
- いじめの解消の確認は、「被害者本人及びその保護者に対して、心身等に苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。」ことを条件とする。



VI. いじめ防止（予防）について

本校では、いじめを未然に防止するために学校教育全体を通して様々な場面で計画的に実施している。

①道徳教育・人権教育の推進

- ・道徳の授業を通して、思いやりや他の人の立場が分かる心を育てる。（年間35時間）
- ・ボランティア活動などの行事を通して自己有用感や充実感を醸成する。
- ・人権教育を通して、それぞれの人権を大切にすることを育てる。

②分かる授業づくりの推進

- ・授業規律を統一し指導の共通化を図る。
- ・ICT機器を活用し、興味関心を深めた授業を行う。
- ・ユニバーサルデザインを意識した教室の掲示物、授業の工夫改善を行う。
（授業の最初に、目当て等を示すなど一時間の授業の見通しがたつようにする。）
- ・少人数、習熟度別指導を実施し、個に対する適切な指導を行う。

③心の通う分かり合える集団づくり・クラスづくり

- ・校外学習、宿泊学習、修学旅行を実施する中でそれぞれの役割を自覚し、協力することで互いを認め合える集団をめざす。
- ・体育大会、合唱コンクールなどの行事の取り組みを通してみんなで一つのものをつくり出す一体感や団結することの大切さを学び学校生活において充実感と達成感を得られるようにする。
- ・生徒会がいじめ防止をテーマに「プラス言葉」の取り組みや花壇づくり等を行う。（別紙）

④関係諸機関との連携による未然防止

- ・河内長野警察生活安全課少年係や富田林少年サポートセンターと連携し、犯罪防止教室を実施する。

⑤相談できる体制づくり

- ・スクールカウンセラーによる校内カウンセリング活動や教職員向けに研修会を行う。
- ・生活アンケートを学期ごとに実施する。

⑥いじめ防止にむけた年間計画1

	いじめへの対応	研修等	防止対策	早期発見
4月	方針の確認 いじめ・不登校・支援 会議	いじめ対応マニュアルの確認。「さしすせそ」	挨拶運動週間（教職員） 挨拶運動（PTA月1回）	相談窓口の設置
5月	いじめ・不登校・支援 会議	いじめ防止基本方針 を確認	挨拶運動（PTA月1回）	SC（相談活動週1回） 相談窓口の周知
6月	いじめ防止対策委員会 不登校・支援会議		挨拶運動（PTA月1回）	第1回生活アンケート カウンセリング週間 SC（相談活動週1回）

7月	関係機関との連携 いじめ、不登校、支援 会議		挨拶運動（PTA月1回） 犯罪防止教室（警察） 盆踊りの巡視 地区懇談会	SC（相談活動週1回）
8月				
9月	いじめ・不登校・支援 会議		挨拶運動週間（教職員） 挨拶運動（PTA月1回）	第2回生活アンケート SC（相談活動週1回）
10月	いじめ防止対策委員会 不登校・支援会議	SCの活用（校内研修 の講師）	挨拶運動（PTA月1回）	SC（相談活動週1回）
11月	いじめ・不登校・支援 会議		挨拶運動（PTA月1回）	第3回生活アンケート カウンセリング週間 SC（相談活動週1回）
12月	いじめ・不登校・支援 会議		挨拶運動（PTA月1回）	SC（相談活動週1回） 相談窓口の周知
1月	いじめ・不登校・支援 会議		挨拶運動（PTA月1回）	SC（相談活動週1回）
2月	いじめ防止対策委員会 不登校・支援会議	SCの活用（校内研修 の講師）	挨拶運動（PTA月1回）	第4回生活アンケート SC（相談活動週1回）
3月	いじめ・不登校・支援 会議		挨拶運動（PTA月1回）	SC（相談活動週1回）

⑦いじめ防止にむけた年間計画2

	生徒会	1年生	2年生	3年生
4月	全校集会において活 動方針発表 ・「 <u>プラス言葉</u> 」 <u>通年</u>	オリエンテーション 学級づくり 家庭訪問	オリエンテーション 学級づくり宿泊学習の取 り組み、家庭訪問	オリエンテーション 学級づくり修学旅行の 取り組み、家庭訪問
5月	募金活動（緑の羽根） 修学旅行に向けて	班活動、係活動の活発化 校外学習	班活動、係活動の活発化	班活動、係活動の活発化 修学旅行
6月	花壇づくり	学級会活動の活発化	宿泊学習	学力補充（希望者）

7月	体育大会、応援合戦への取り組み	体育大会、文化発表会への取り組み	体育大会、文化発表会への取り組み	体育大会、文化発表会への取り組み 学力補充（希望者）
8月	体育大会、応援合戦への取り組み	全校登校の取り組み（平和学習）	全校登校の取り組み（平和学習）	全校登校の取り組み（平和学習）
9月	体育大会、応援合戦への取り組み 学級旗コンクール	支え合う集団づくり 体育大会の取り組み	支え合う集団づくり 体育大会の取り組み	支え合う集団づくり 体育大会の取り組み 学力補充（希望者）
10月	文化発表会の取り組み	文化発表会の取り組み 生徒会活動への参加	文化発表会の取り組み 生徒会活動への参加	文化発表会の取り組み 生徒会活動への参加 学力補充（希望者）
11月	文化発表会 小学校体験入学	文化発表会	職場体験学習 文化発表会	文化発表会 学力補充（希望者）
12月	プラス言葉の普及活動	2学期を振り返って	2学期を振り返って	学力補充（希望者）
1月	卒業式の取り組み	クリーンキャンペーン（小中合同）	新年の抱負と計画	学力補充（希望者）
2月	卒業式の取り組み	3年生を送る会の取り組み 球技大会	3年生を送る会の取り組み 球技大会	学力補充（希望者） 各自の進路について考える
3月	卒業式	卒業式	修学旅行への取り組み 卒業式	卒業式 学力補充（希望者）

Ⅶ. 効果検証

○学校評価アンケートの結果の検証

○問題行動調査（いじめ・不登校・暴力行為など）の結果の検証